

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
有限会社内川薬局	北安曇郡松川村7019-265	内 川 輝 雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
有限会社内川薬局	北安曇郡松川村7019-265	内 川 輝 雄

- 4 変更した年月日
平成19年8月28日
- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友大町店
大町市大字大町4620-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社イリハチ
大町市大字大町4237
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
欄 幸 夫	大町市大字大町3331	-
有限会社カネリキ	大町市大字大町2261-1	山 口 茂
筑 地 広 彰	大町市大字大町4092	-
株式会社ブルーラン ジュリ横浜	長野市青木島綱島505	大 山 登

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
欄 幸 夫	大町市大字大町3331	-
有限会社カネリキ	大町市大字大町2261-1	山 口 茂
筑 地 広 彰	大町市大字大町4092	-
株式会社ブルーラン ジュリ横浜	長野市青木島綱島505	大 山 登

- 4 変更した年月日
平成19年8月28日

- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友須坂店
須坂市大字須坂字金井原1539-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
株式会社伊勢屋薬局	千曲市大字稲荷山836	飯 島 健 雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
株式会社伊勢屋薬局	千曲市大字稲荷山836	飯 島 健 雄

- 4 変更した年月日
平成19年8月28日
- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友植生店・ドラッグてらしま更植店
千曲市大字寂蒔561-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
寺島薬局株式会社
茨城県つくば市天久保2-17-5
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
寺島薬局株式会社	茨城県つくば市天久保2-17-5	田 口 武

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
寺島薬局株式会 社	茨城県つくば市天久保2- 17-5	田 口 武

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
寺島薬局株式会 社	茨城県つくば市天久保2- 17-5	田 口 武

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
寺島薬局株式会 社	茨城県つくば市天久保2- 17-5	田 口 武

4 変更した年月日

平成19年 8 月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日
付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第
1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項に
おいて準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとお
り公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようと
する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提
出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田字神戸880-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	中 村 一 夫
合資会社大定商 店	上田市浦野47-18	大 井 定 雄
遠 藤 三 郎	上田市武石沖699-1	-

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・ エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河 原37	野 田 亨
合資会社大定商 店	上田市浦野47-18	大 井 定 雄
遠 藤 三 郎	上田市武石沖699-1	-

4 変更した年月日

平成19年 8 月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日
付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友更埴栗佐店

千曲市栗佐1201ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
ル・プレ株式会社	埴科郡坂城町大字坂城6428	塚 田 弘

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年8月28日（株式会社エス・エス・ブイの代表者氏名）

平成19年5月31日（ル・プレ株式会社の退店）

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友長野北店
長野市檀田2-19-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日
平成19年8月28日
- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所

- 長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友南長野店
長野市稲里町中央4-8-8ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日
平成19年8月28日

- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友伊勢宮店
長野市伊勢宮2-27-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村 一 夫
有限会社もへじや製菓	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1	森 山 直 廣

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
有限会社もへじや製菓	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1	森 山 直 廣

- 4 変更した年月日
平成19年8月28日
- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年3月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三本柳店
長野市三本柳東2-8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日
平成19年 8 月28日
- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社高木酒店
長野市大字稲葉日詰2777-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社高木酒店	長野市大字稲葉日詰2777-1	高 木 弘 昭
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社高木酒店	長野市大字稲葉日詰2777-1	高 木 弘 昭
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

- 4 変更した年月日
平成19年 8 月28日
- 5 届出年月日
平成19年10月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友西尾張部店
長野市大字西尾張部1060-4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

4 変更した年月日

平成19年 8 月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静岡字町尻1388-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

本久ケーヨー株式会社

長野市桐原1-3-5

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
本久ケーヨー株式会社	長野市桐原1-3-5	林 武 夫
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
有限会社角屋酒店	飯山市大字飯山2790	山 田 貢 三
株式会社ブルーランジュリ横浜	長野市青木島綱島505	大 山 登
田 崎 敏 志	飯山市大字静岡1389	-
有限会社スワロースポーツサプライ	飯山市大字飯山1191	丸 山 哲 三

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
本久ケーヨー株式会社	長野市桐原1-3-5	林 武 夫
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
有限会社角屋酒店	飯山市大字飯山2790	山 田 貢 三
株式会社ブルーランジュリ横浜	長野市青木島綱島505	大 山 登
田 崎 敏 志	飯山市大字静岡1389	-
有限会社スワロースポーツサプライ	飯山市大字飯山1191	丸 山 哲 三

4 変更した年月日

平成19年 8 月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	中 村 一 夫
寺島薬局株式会社	茨城県つくば市天久保2-17-5	田 口 武

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名 (法人の場合)
株式会社エス・エス・ブイ	長野市川中島町御厨石河原37	野 田 亨
寺島薬局株式会社	茨城県つくば市天久保2-17-5	田 口 武

4 変更した年月日

平成19年 8月28日

5 届出年月日

平成19年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成20年 3月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により伊那谷地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 森林計画区の名 称

伊那谷森林計画区

2 縦覧の場 所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所

3 縦覧の期 間

平成19年11月12日から平成19年12月12日まで

森林政策課

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により木曾谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 森林計画区の名 称

木曾谷森林計画区

2 縦覧の場 所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター及び長野県木曾地方事務所

3 縦覧の期 間

平成19年11月12日から平成19年12月12日まで

森林政策課

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により千曲川上流地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村 井 仁

1 森林計画区の名 称

千曲川上流森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所

3 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成19年12月12日まで

森林政策課

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により千曲川下流地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

千曲川下流森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

3 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成19年12月12日まで

森林政策課

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により中部山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

中部山岳森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所

3 縦覧の期間

平成19年11月12日から平成19年12月12日まで

森林政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成19年11月12日

長野県知事 村井 仁

1 組合の名称

塩尻市広丘駅南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成18年12月15日から平成22年3月31日まで

3 施行地区

塩尻市大字広丘堅石字下原、大字広丘野村字小幡、字小ハバ、字桔梗ヶ原、字西原の各一部

4 事務所の所在地

塩尻市大字広丘原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内

5 設立認可の年月日

平成18年12月15日

6 変更認可の年月日

平成19年11月7日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月12日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

A重油 52,000リットル

(2) 物品等の特質

硫黄分質量0.8パーセント以下

(3) 納入期限

契約の日から平成20年3月31日までの別に定める日

(4) 納入場所

伊那市伊那3497

長野県伊那合同庁舎

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により、入札に参加することが出来ないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）別表の「物件の買入れ」欄の等級区分が

B以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市伊那3497

長野県上伊那地方事務所 地域政策課

電話 0265 (76) 6800

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月29日 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 304号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月26日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成19年11月12日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務(2級)	平成20年3月2日(日)	午前8時30分から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務(2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種 別	定 員
交通誘導警備業務(2級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026 (233) 0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ロ) 電話1本につき1人の受付とします。

(ハ) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成20年1月28日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成20年2月8日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所지를疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万4,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課